

訪問看護ステーション コロコロ運営規程
(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社 Summer Day が設置する訪問看護ステーション コロコロ（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するための必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、要介護状態及び要支援状態であり主治医が必要と認めた利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能維持回復を目指すとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援するものとする。
- 2 訪問看護の実施にあたっては、必要に応じ主治医、地域包括支援センターもしくは居宅介護支援事業所、地域の保健・福祉・医療機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持または向上を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

訪問看護ステーション コロコロ

(2) 所在地

兵庫県芦屋市春日町 8-15 春日ハイツ 103

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、関連法規に定める基準の範囲内において、適宜職員を増減できるものとする。

(1) 管理者

看護師 1 名を配置する。管理者は、利用者の申し込みに係る調整、職員の管理、業務の実施状況の把握、適正なサービスを行うための指示命令など、業務の管理を一元的に行う

とともに、自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員

保健師又は看護師を常勤換算 2.5 名以上（うち、1 名は常勤）を配置する。指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を担当し、訪問看護計画書および訪問看護報告書の作成を行う。

(3) リハビリテーション職員

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を必要に応じて配置する。看護師と連携し、訪問看護の範疇でのリハビリテーションを提供する。

(4) その他職員

事務職員を必要に応じて配置する。事業所運営に必要な事務を担当する。

（営業日及び営業時間等）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日とする。但し、12 月 30 日～1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。

(3) サービス提供時間

午前 9 時から午後 5 時とする。

(4) 連絡体制

電話などにより 24 時間連絡・相談が可能な体制とし、必要に応じて適切な対応ができる体制とする。

（指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容）

第 6 条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

(1) 身体・精神状態・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事・排泄及び日常生活動作の世話

(4) 褥瘡の予防・処置

(5) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション

(6) 人生の最終段階における看護

(7) 認知症患者の看護

(8) 療養生活や介護方法の相談・助言

(9) 服薬管理・カテーテル等医療機器の管理

(10) その他医師の指示による医療処置

(11) 居住環境改善の相談・助言

(12) 精神看護（内服管理、社会生活復帰支援、日常生活を整える支援、通院支援）

（利用料等）

第7条 基本利用料として、介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割～3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 基本利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点からかかった実費（1キロメートルあたり30円）を徴収する。

(2) 日常生活上で必要な物品を提供した場合は、実費を徴収する。

(3) 死後の処置を行った場合、平日・休日・時間外を問わず、一律15000円を徴収する。

3 利用料の支払いを受ける場合には、利用者、利用者の後見人、利用者の家族及び身元引受人に対して別途定める料金表によって説明をした上で、同意を得るものとする。

4 利用者より基本利用料その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、芦屋市（奥池地域を除く）神戸市東灘区、神戸市灘区（記田町・徳井町・大和町・高德町・浜田町・友田町・桜口町・琵琶町）、西宮市（宮西町・神楽町・川東町・川添町・宮前町）とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 前項についてしかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者および主治医に報告するものとする。

（虐待の防止に関する事項）

第10条 利用者の人権の擁護、虐待の防止またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施する。

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。

(3) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。

- 2 事業提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを当該市に通報するものとする。

（研修による計画的な人材育成）

第 11 条 適切な事業が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

（秘密の保持）

第 12 条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。

- 2 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 13 条 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 2 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該市、当該利用者の家族（当該利用者に係る居宅介護支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録するものとする。
- 4 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第 14 条 提供する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 前項における評価の結果を公表するように努めるものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第 15 条 事業所の運営において、暴力団等の支配を受けないものとする。

(人格の尊重)

第 16 条 当該事業利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供するものとする。

(記録の整備)

第 17 条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する記録を整備し、そのサービス提供の完結の日から 5 年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。